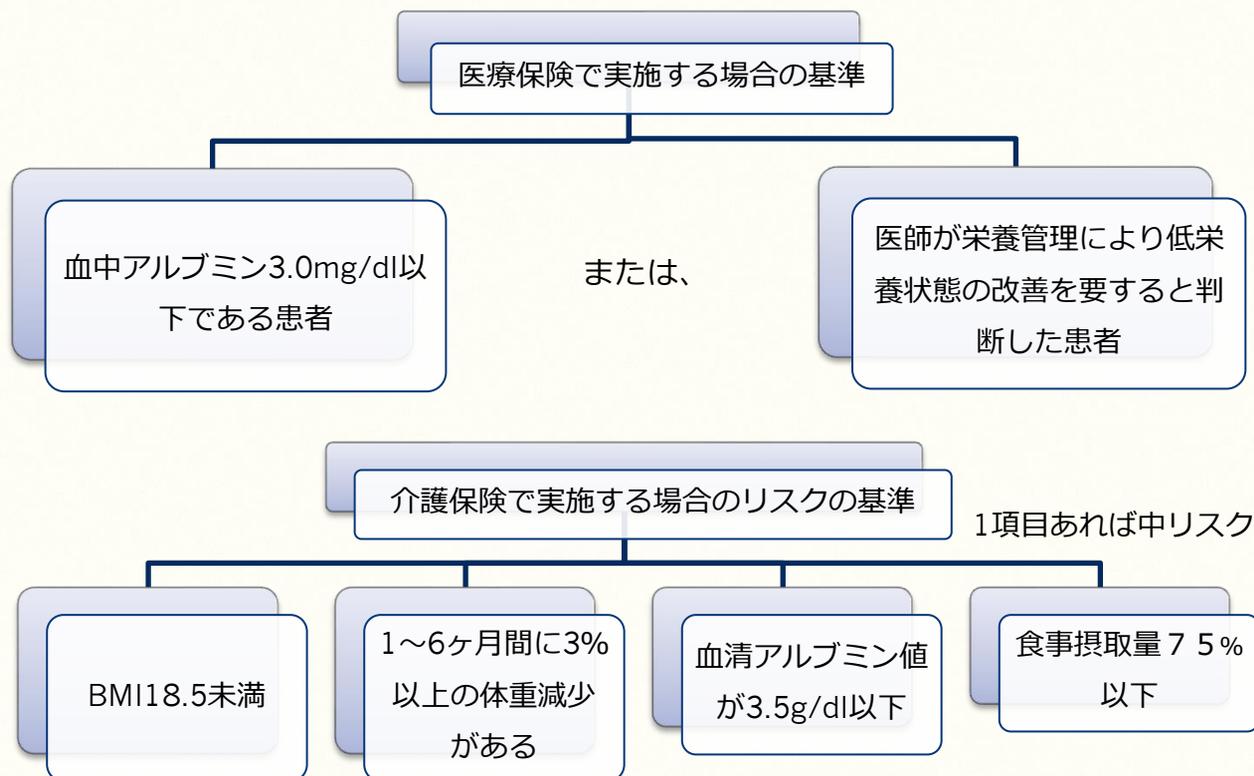




発行/2021年 11月 1日 発行者/(公社)新潟県栄養士会 栄養ケアステーション 上越支部

低栄養・低栄養状態とは？

栄養食事指導が可能な対象食に「低栄養・低栄養状態」があります。
判断する項目は・・・ 基準は・・・



医療保険・介護保険共に、最終的には**医師の判断指示**により栄養食事指導が実施されます。

医療・福祉に携わる専門職の方々も常日頃から対象者の方のちょっとした変化に気づいたらチェックしてみてください。低栄養からのフレイル・寝たきり状態などの予防対策にもつながると思います。

もし、心配な対象者の方がいらっしゃいましたらお声かけください。



栄養相談日 毎週木曜日(9:30~12:00)

管理栄養士が在籍しておりますので、お気軽に電話にてご相談・お問い合わせください。

【問い合わせ先】

新潟県栄養士会 栄養ケアステーション 上越支部栄養相談窓口

(上越地域在宅医療推進センター内) TEL 025-520-7500 / FAX 025-520-8686